

第5章 公園等の技術基準

条例別表第3（第24条関係）都市計画法第33条第3項に規定する技術細目の制限の強化又は緩和における公園、緑地又は広場の定義は、次に掲げるものとする。

1. 公園

主として住民の戸外における休息・鑑賞・遊戯・その他レクリエーションの用に供するため設けた公共空地をいう。なお、整備要件としては、遊戯施設等を設けていることを必須とする。

2. 緑地

都市における自然地の保全、清風の供給、公災害の防止、地域間相互の干渉、もしくは歩行者の快適な通行の用に供するため設けた公共空地をいう。

3. 広場

主として、住民相互の交流及び都市美の増進を目的として設けた公共空地を言う。なお、整備要件としては、ベンチ等便益施設が整備されているものをいう。

条例別表第4（第25条関係）に関する補足

条例別表第4（第25条関係）公園等の整備（4）における公園、緑地又は広場を設置する必要がないと認められるものは、次に掲げるものとする。

1. 土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業又は開発許可により面的な整備事業が施行された区域内の土地等とし、公園等が周辺において既に適正に確保された土地の二次的な開発等である場合。

条例施行規則別表第4（第19条関係）公園等の整備に関する補足

（1）公園の位置について

1. 開発行為において設置する建築物が住居である場合、上部からものが落下してくる可能性があるため、提供公園と建築物との離隔は最低2 m以上確保すること。
2. 上下水道、電気、ガス等の本管（線）や当該住宅のためのこれらの支管（線）が提供公園内（上空含む）を通過、埋設（占用）することは原則認めない。
3. 道路計画や消防活動用地等、公園計画と競合するものとの関係を十分に考慮し、公園の位置を決定すること。
4. 公園内を消防活動用空地とすることは認めない。
5. 開発事業により建設される住宅や近隣より、自転車等の車両や粗大ゴミ等が公園内に持ち込まれ、放置・占拠されることがないように、その対策を講じること。
6. 公園の隣接地境界については、境界の折れ点ごとに境界杭又は境界プレートを設置し、地先境界ブロック等で敷地の境界を明確にすること。

（2）公園施設の整備基準について

1. 出入口については、条例施行規則別表第4（第19条関係）公園等の整備（2）に加え、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）や「埼玉県福祉のまちづくり条例」の基準に基づき、バリアフリー化を図ること。また、通路や水飲み、手洗い等便益施設についても上記基準に基づき行なうものとするとともに、利用者の安全に配慮した施設整備を行なうこと。

出入口、水飲み場、舗装についての標準図は別添図のとおりとする。

2. 設置する遊具の構造設計及び設置に関する事項については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）及び「遊具の安全に関する基準」（社団法人日本公園施設業協会）に基づく規格に準じるものとし、利用者の安全に配慮した施設整備を行なうこと。

園名板及び利用注意看板の標準図は別添図のとおりとする。

3. 近年ホームレスが公園内にて寝泊りをすることが多くなっているため、ベンチを設置する場合には寝転び行為を防止する加工処理を施すこと。

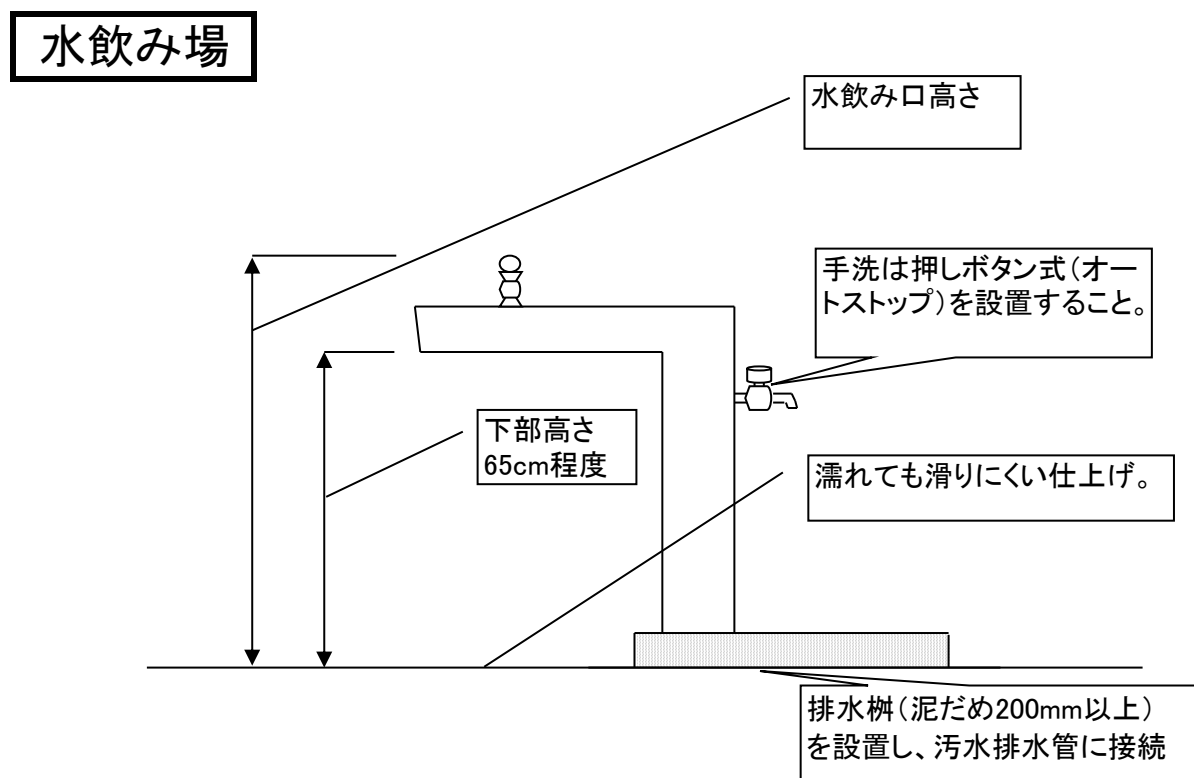
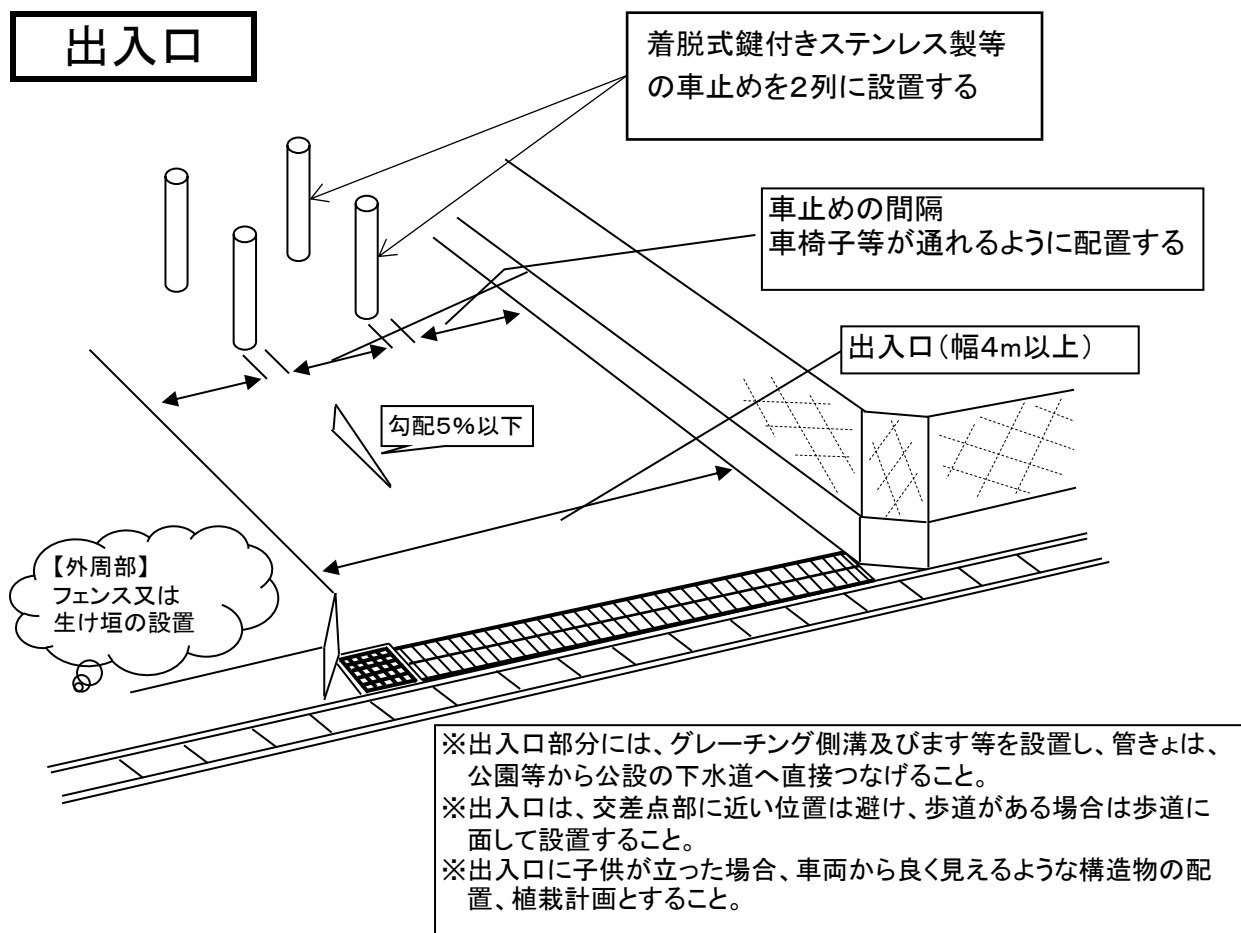
ベンチの標準図は別添図のとおりとする。

(3) 公園植栽の整備基準について

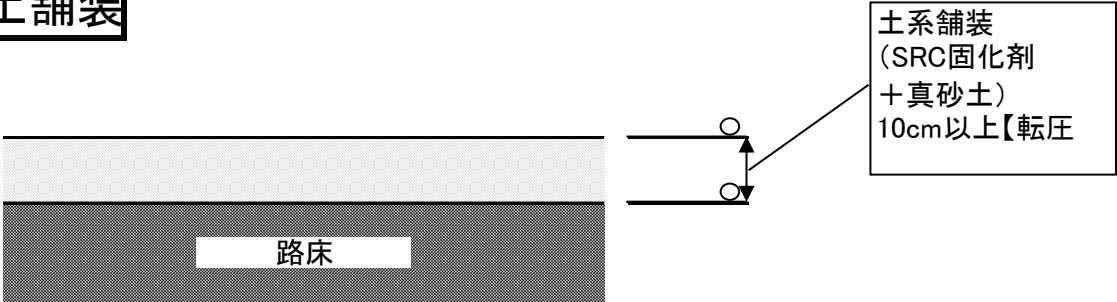
1. 人体に強い被害を及ぼすチャドクガが発生しやすいツバキ、サザンカ、カンツバキ等のツバキ科の樹木は、人に触れるような可能性のある位置には植樹しないこと。
また、提供公園のような小規模公園においては、上記の樹種は管理上の理由もあり植樹を行わないことが好ましい。
2. 高木は、隣接地境界や公園灯に近接して植樹すると、将来日照及び照明を遮ることや、枝の侵入等の障害が発生し、管理面に支障が生じるため、その植栽位置として十分な離隔を確保すること。
3. 生垣、低木を境界沿いに植樹する場合は、境界構造物との間に作業員が入り刈り込み作業を行なうことができる作業幅を確保すること。

(4) 公園整備時に提出する書類について

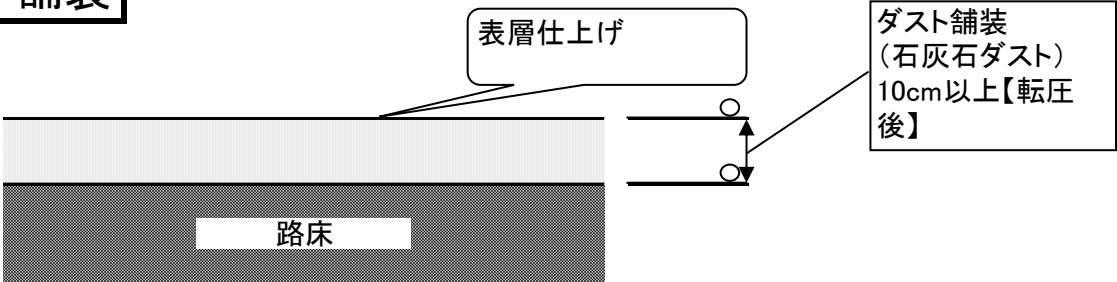
1. 提供公園整備工事完成時に、朝霞市に提出する書類は別添表のとおりとする。



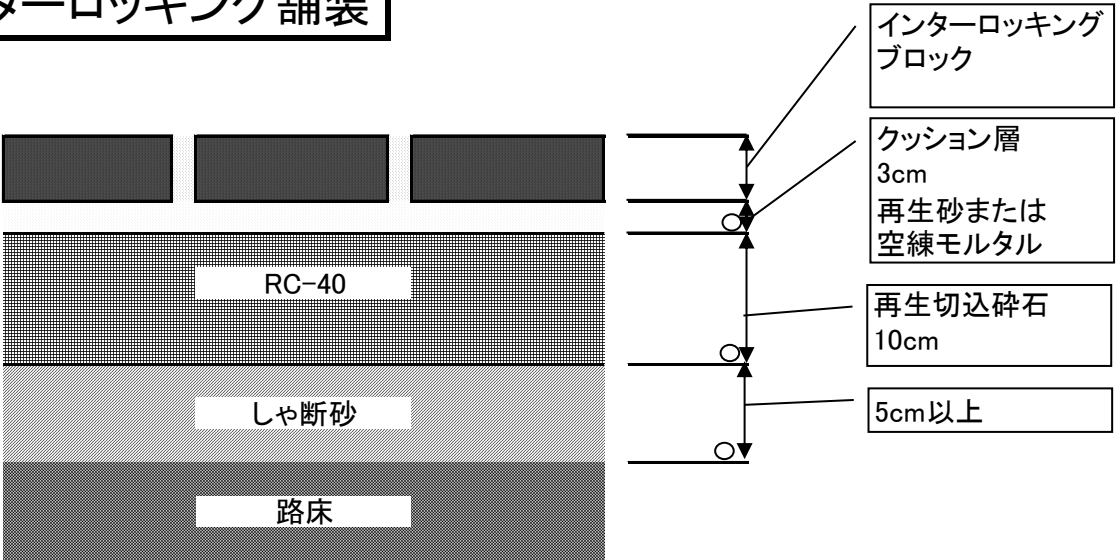
真砂土舗装



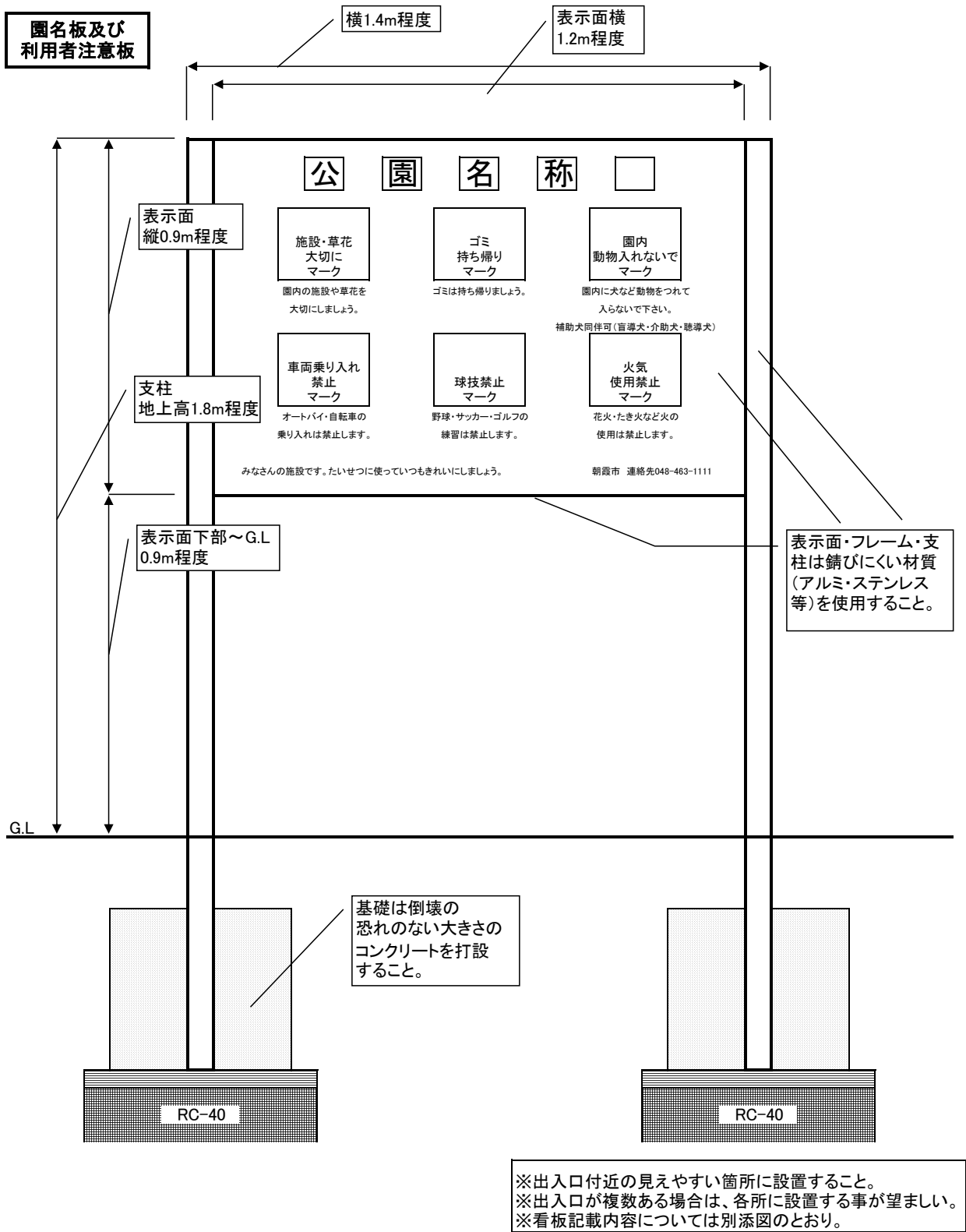
ダスト舗装



インターロッキング舗装



○ は、ローラ転圧





えんない しせつ くさばな
園内の施設や草花を
たいせつ
大切にしましょう。



ち かえ
ゴミは持ち帰りましょう。



えんない いぬ どうぶつ
園内に犬など動物をつれて
はい
入らないでください。
ほじょけんどうはんか もうどうけん かいじょけん ちょうどうけん
補助犬同伴可(盲導犬・介助犬・聴導犬)



オートバイ・自転車
の いてんしゃ
の 乗り入れは禁止します。



やきゅう
野球・サッカー・ゴルフの
れんしゅう きんし
練習は禁止します。



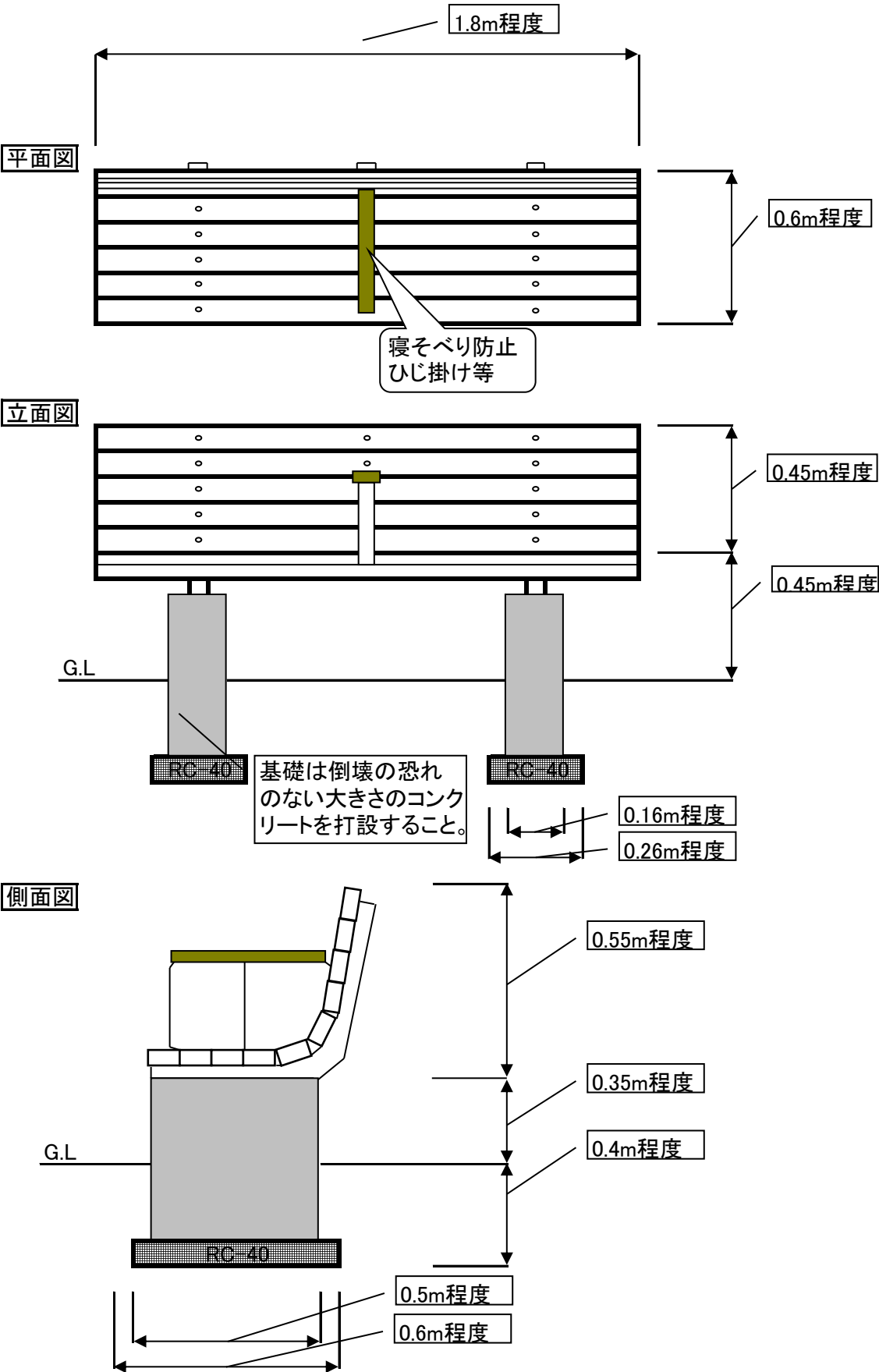
はなび び ひ
花火・たき火など火の
しょう きんし
使用は禁止します。

みなさんの施設です。たいせつに使っていつもきれいにしましょう。

朝霞市 連絡先 048-463-1111

ベンチ

※背伸ばしベンチなどの主として大人を利用対象とする健康や体力の保持増進など健康運動を目的とした建築物以外の工作物を積極的に採用すること。



条例施行規則別表第4(第19条関係)公園等の整備に関する補足

1. 公園等を設置する際に整備する台帳は、工事完了時に速やかにみどり公園課へ提出するものとし、次のとおりとする。

図書名	数量	備考
目次	1式	上質70kg以上 B4とする。
1.位置図	1式	上質70kg以上 B4 1/2500程度とする。
2.沿革調書	1式	上質70kg以上 B4とする。
3.施設調書	1式	上質70kg以上 B4とする。
4.植栽調書	1式	上質70kg以上 B4とする。
5.現況平面図	各1面	1/50、1/100、1/200、1/250のいずれかとする。
6.求積図	各1面	1/200～1/500とする。
7.公図(写し)	各1面	
8.施設図	各1面	1/50、1/100、1/200、1/250のいずれかとする。
9.植栽図	各1面	1/50、1/100、1/200、1/250のいずれかとする。
10.現況写真	1式	全体図及び各施設を撮影したもの。サービスサイズ以上とする。
11.施設カタログ	1式	各施設構造図、保証書等とする。

※背表紙は、黒紙金文字製本とする。

※上記調書及び図面は、B4版に取りまとめ、目次写真等を整綴する。

※台帳については工事完成までに準備し、完成後速やかにみどり公園課へ正本2部提出する。

2. 提供公園等の所有権移転登記に必要な関係書類は、工事完了時に速やかにみどり公園課へ提出するものとし、次のとおりとする。

必要書類	数量	備考
1.案内図	1部	1/2500程度とする。
2.地籍測量図(求積図)	1部	1/250又は1/500とする。
3.公図の写し	1部	法務局備付の1/500又は1/600とする。
4.土地全部事項証明書	1部	乙区欄の抵当権等の担保がすべて抹消されているもの。
5.印鑑証明書	1部	現所有者の印が確認できるもの。発行より3ヶ月以内のものとする。
6.履歴事項全部証明書	1部	土地の所有者が法人等の場合提出する。 代表者事項証明書または現在事項証明書に代えることも出来る。
7.登記原因証明情報・承諾書	1部	地番等は土地全部事項証明に合わせる。 日付は空欄とし、捨て印を1箇所捺印すること。
8.その他必要書類	適宜	その他帰属手続きに際し、市長が特に必要と認めるもの。

※提出する書類の部数は、各1部とする。

第6章 緑化の技術基準

1. 緑化面積

事業者は、開発事業等を行おうとするときは、次の開発事業の区分に応じ緑化施設（公園等または植樹帯）を設置してください。

(1)開発区域の面積が 3,000 ㎡未満の場合

開発区域面積	用途地域	建築物用途	緑化基準	備考
500㎡未満	—	—	基準なし	特に緑化基準を設けていませんが、積極的な緑化施設の整備に努めてください。
500 ㎡以上 3,000 ㎡未満	商業地域・近隣 商業地域	非住居系		特に整備基準は設けていませんが、開発区域の道路側などの緑化施設の整備に努めてください。
		住居系	開発区域面積の 10%以上	下記「★」参照
	その他の地域	すべての建築物		—

★地上部に緑化施設の設置が困難な場合または土地利用の状況により緑化施設の設置が困難な場合は、下記に掲げるものを緑化施設とみなして面積に参入することができます。

緑化施設	緑化基準	緑化面積の算定
屋上緑化	高木、低木、芝その他の地被植物、こけ類または多肉植物類等で緑化するものとします。	植栽面積に0.7を乗じて得た面積
壁面緑化	つる植物等で緑化するものとします。	補助資材で覆われている面積に0.9を乗じて得た面積 補助資材が整備されていない場合、外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に1mを乗じて得た面積に0.9を乗じて得た面積
自動車駐車場および自転車等駐輪場の緑化	芝生保護材を使用して芝などの地被植物で緑化するものとします。	植栽面積に0.9を乗じて得た面積
プランター等による緑化	大型プランター、コンテナ等を用いて樹木等で緑化するものとします。 ※プランターやコンテナなどの可動植樹柵は、容量が100ℓ以上のものを対象とします。	植栽面積

備 考

- ・開発区域内に一般に公開される道路用地等がある場合は、開発区域の面積から道路用地等の面積を除くことができます。
- ・敷地が近隣商業地域や商業地域とそれ以外の地域にまたがる場合は、用途地域の面積比率に応じて、確保すべき必要緑化面積を算出してください。

- ・緑化施設は地上部への設置を基本とします。
- ・土地利用の状況により樹木の植栽が困難であると市長が認める場合で、自動車駐車場及び自転車等駐車場に芝生保護材を使用した芝その他の地被植物による緑化を行うときは、当該自動車駐車場及び自転車等駐車場を緑化施設とみなして、その面積に0.9を乗じて得た面積を緑化面積に算入することができます。

(2)開発区域の面積が 3,000 m²以上の場合

埼玉県条例「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例(昭和54年埼玉県条例第10号)」の基準を遵守して緑化施設を確保してください。ただし、県条例の適用除外となる開発事業等については、市条例(500 m²以上 3,000 m²未満の場合)を適用します

2. 植栽本数

植栽本数は、下記の区分に応じて規定の本数以上を植栽してください。

(1)開発区域の面積が 3,000 m²未満の場合

創出する緑化面積10m²あたり

	植栽本数	樹高
高木の場合	1本以上	植栽時 2m以上、成木時 3.5m以上になるもの
低木(中木含む)の場合	20本以上	植栽時 0.3m以上で高木以外のもの

(例)緑化施設を100m²設置する場合の規定植栽本数(高木と低木の混合)

高木: $50\text{m}^2 \div 10\text{m}^2 \times 1 = 5\text{本}$

低木: $50\text{m}^2 \div 10\text{m}^2 \times 20 = 100\text{本}$

備 考

- ・単種の樹木のみではなく、高木、中木、低木をバランスよく組み合わせることにより、質の高い緑化に努めてください。
- ・植栽地の土壌や日照を考慮し、育成条件に適した樹木などを植栽してください。
- ・緑化施設に算入した裸地部分については、芝などの地被植物などを植栽してください。
- ・屋上緑化、壁面緑化、自動車駐車場及び自転車等駐車場の緑化、プランター等による緑化を行う場合は、上記の植栽基準は適用しません。

(2)開発区域の面積が 3,000 m²以上の場合

埼玉県条例「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例(昭和54年埼玉県条例第10号)」の基準を遵守して緑化施設を確保してください。ただし、埼玉県条例の適用除外となる開発事業等については市条例(開発区域の面積が3,000m²未満の場合)を適用します。

3. その他注意事項

- (1) 開発区域の道路側に優先的に樹木や生け垣を配置し、沿道の緑化に努めてください。
- (2) 近隣商業地域又は商業地域内で住居系と非住居系の複合建築物を建築する場合は、建物の用途区分の面積に応じて算定するものとします。
- (3) 開発区域内に既存樹木等がある場合は、可能な限り現状で保全してください。
- (4) 日照等の育成条件、樹木等の特性等を考慮し、樹木等が良好に育成できるように配置してください。
- (5) 緑化施設内に受水槽、空調施設、受電設備等を設置する場合は、当該施設の部分を緑化面積から控除してください。
- (6) 軒先やバルコニーの下部、ひさしや屋根のある部分などへの緑化施設の設置は、植物の育成に不向きなので避けてください。

4. 提出書類について

開発区域面積	提出書類	備考
3,000 ㎡未満	緑化計画書	別紙様式参照
	緑化計画平面図	記載例を参考に緑化部分を緑色で着色し、緑化の形態、緑化施設の寸法、樹木等の種類・規格・本数等を記入してください。
	緑化面積等計算表	様式は問いませんが、記載例を参考に緑化面積計算式、緑化面積、植栽本数等を記入してください。緑化計画平面図に併記してもかまいません。
3,000 ㎡以上	埼玉県条例「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例(昭和54年埼玉県条例第10号)」の緑化計画届出制度に基づいた計画書を市に提出してください。 また、市の完了検査前までに、埼玉県の収受印が押された緑化完了報告書の写しを市に提出してください。 ただし、県条例の適用除外となる開発事業等については、市条例(開発区域の面積が3,000㎡未満の場合)を適用します。	

緑化計画書

年 月 日

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の緑化基準に基づき、下記のとおり緑化計画書を提出します。

建築主の住所・氏名等	住所		
	氏名	TEL	
設計者の住所・氏名等	住所		
	氏名		
	担当者名		TEL
建 築 場 所			
建 築 物 の 用 途		建築面積	m ²

敷 地 面 積		m ²	建 ぺ い 率	%
緑 化 基 準 値		m ²	緑化面積(換算値)	① m ²
植 栽 基 準 値 (地 上 部 緑 化)	高木 低木	本 本	植 栽 本 数 (地 上 部 緑 化)	② 高木 本 低木 本
緑 化 率		%	緑化率＝緑化面積(換算値)÷敷地面積×100	
完 了 予 定 日	年 月 日			

〔緑化面積の内訳〕

		合計	地上部緑化	屋上緑化	壁面緑化	駐車場緑化	プランター等の緑化
面 積	実 数 値	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	換 算 値	① m ²	×1.0 m ²	×0.7 m ²	×0.9 m ²	×0.9 m ²	×1.0 m ²
植 栽 本 数	高 木	本	② 本	本	本	本	本
	低 木	本	本	本	本	本	本

※ 屋上緑化・壁面緑化・駐車場緑化・プランター等の緑化においては、樹木の植栽本数の基準は適用されません。各緑化施設の緑化基準に基づき緑化に努めてください。

※ 番号が対応する欄は同じ数値が記載されます。

緑化計画書

7年 4月 1日

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の緑化基準に基づき、下記のとおり緑化計画書を提出します。

建築主の住所・氏名等	住所 朝霞市本町1-1-1		
	氏名 朝霞 太郎	TEL 048-463-1111	
設計者の住所・氏名等	住所 朝霞市膝折町〇-〇-〇		
	氏名 株式会社 膝折設計事務所		
	担当者名 膝折 次郎	TEL 048-〇〇〇-〇〇〇〇	
建 築 場 所	朝霞市本町〇-〇-〇		
建 築 物 の 用 途	共同住宅	建築面積	636.00㎡

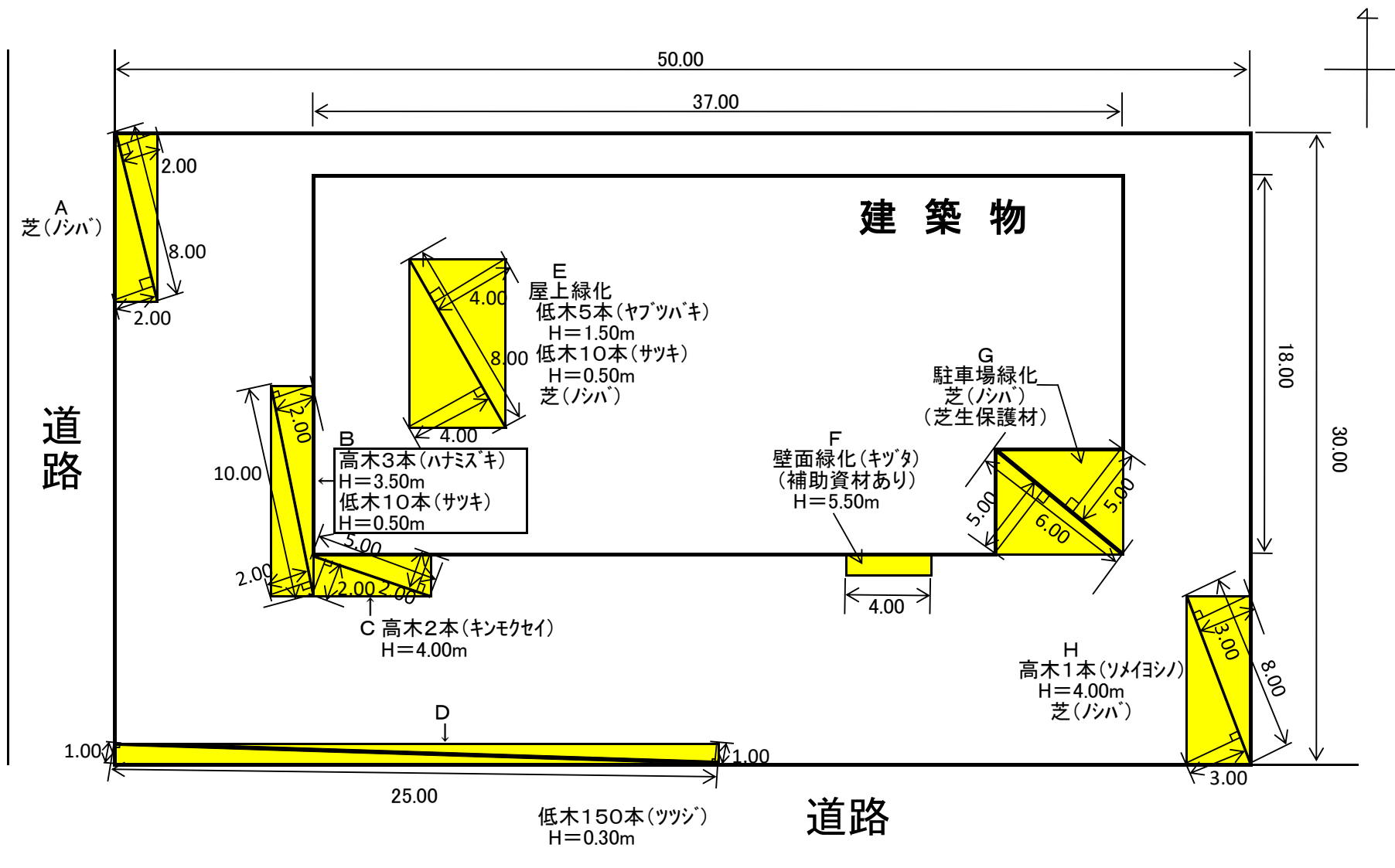
敷地面積	1500.00㎡	建ぺい率	42.40%
緑化基準値	150.00㎡	緑化面積(換算値)	① 164.20㎡
植栽基準値 (地上部緑化)	高木 6本 低木 70本	植栽本数 (地上部緑化)	② 高木 6本 低木 160本
緑化率	10.95%	緑化率=緑化面積(換算値)÷敷地面積×100	
完了予定日	8年 5月 3日		

〔緑化面積の内訳〕

	合計	地上部緑化	屋上緑化	壁面緑化	駐車場緑化	プランター等の緑化
実数値	179.00㎡	95.00㎡	32.00㎡	22.00㎡	30.00㎡	㎡
換算値	① 164.20㎡	×1.0 95.00㎡	×0.7 22.40㎡	×0.9 19.80㎡	×0.9 27.00㎡	×1.0 ㎡
植栽本数		② 6本	本	本	本	本
	高木 6本	6本	本	本	本	本
	低木 175本	160本	15本	本	本	本

地上部緑化面積:95.00㎡
高木:60㎡÷10㎡×1=6本
低木:35㎡÷10㎡×20=70本
基準値を越えているためOK

緑化施設は地上部への設置が基本ですが、緑化面積に算入できる場合の条件がありますのでご注意ください。
記載されます。



SCALE 1:250

緑化計画平面図

記載例

緑化面積等計算表

記 載 例

【地上部緑化】

記号	緑化面積計算式	緑化面積 (㎡)	植栽本数		備考
			高木 (本)	低木 (本)	
A	$8.00 \times 2.00 \div 2 \times 2$	16.00			芝生
B	$10.00 \times 2.00 \div 2 \times 2$	20.00	3	10	
C	$5.00 \times 2.00 \div 2 \times 2$	10.00	2		
D	$25.00 \times 1.00 \div 2 \times 2$	25.00		150	
H	$8.00 \times 3.00 \div 2 \times 2$	24.00	1		芝生
	各数値は小数点第3位を四捨五入し、 小数点第2位まで表示してください。				
	計	95.00	6	160	

【その他緑化施設】

記号	緑化面積計算式	実数値	換算値		植栽本数		備考
		緑化面積 (㎡)	係数	緑化面積 (㎡)	高木 (本)	低木 (本)	
E	$8.00 \times 4.00 \div 2 \times 2$	32.00	0.7	22.40		15	屋上緑化・芝生
F	4.00×5.50	22.00	0.9	19.80			壁面緑化・補助資材あり
G	$6.00 \times 5.00 \div 2 \times 2$	30.00	0.9	27.00			駐車場緑化
	計	84.00		69.20		15	

緑化面積合計(㎡)	164.20
-----------	--------

植栽本数合計(本)	高木	低木
	6	175

※ その他緑化施設とは、屋上緑化・壁面緑化・駐車場緑化・プランター等の緑化を指します。

第7章 電波障害に関する基準（条例第25条関係）

電波障害対策については「朝霞市建築物等によるテレビ電波障害に関する指導方針」による。

朝霞市建築物等によるテレビ電波障害に関する指導方針

第1章 目的

この指導方針は、朝霞市開発事業等の手続き及び基準等に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 定義

この指導方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）建築物等 条例別表第1区分イ及びウに規定する中高層建築物をいう。
- （2）電波障害 建築物等を建築することによって、テレビ電波の受信に障害が生じることをいう。
- （3）関係住民 建築物等の建築により電波障害を受けると予測される地域の住民等をいう。
- （4）共同受信施設 電波障害を受ける地域の付近に高性能の受信アンテナを設置し、その受信電波を有線で複数の受信者に伝送する施設をいう。
- （5）個別受信施設 各受信者の屋上等に設置し、受信アンテナの種類・位置等の変更により、電波障害を改善する施設をいう。

第3章 事前調査及び市長との事前協議

建築物等を建築しようとするもの（条例第2条第2項13号に規定する事業者、（以下「事業者」という。））は、当該建築物の建築により電波障害が予想される地域の受信状況及び電波障害発生の予測調査を行い、条例第12条に規定する協議申請書を提出する前に市長に対し次に掲げる書類を提出し、協議するものとする。

- ① テレビ電波障害防止に関する誓約書（様式第1号） 2部
- ② テレビ電波障害事前調査報告書（一般社団法人日本CATV技術協会が認定するCATV総合監理技術者、第1級CATV技術者又はCATVエキスパート（受信調査）の資格を有する者により作成された報告書の写し。ただし、画像写真は不要。） 2部

第 4 章 電波障害に対する処置

- (1) 事業者は、当該建築物等の建築により電波障害が発生することが予測される場合には、事業者の責任においてすみやかに市長及び関係住民と協議し、障害除去対策について計画を策定すること。
- (2) 建築物等の建築期間中は進捗状況に応じて随時障害の予測範囲と周辺を調査し、発生した電波障害について完成までの間応急的防止対策を講じること。
- (3) 建築物等の建設完了後は電波障害の予測範囲と周辺を調査して関係住民と協議して対策範囲を確定し、防止対策をすみやかに講じること。
- (4) 電波障害防止対策の方法は、原則として共同受信施設の設置による方法とする。ただし、個別受信施設の設置により防止できるものは、この限りでない。
- (5) 事業者は、電波障害の防止対策を完了した場合は、すみやかに下記に掲げる書類により市長に報告すること。

- ① テレビ電波障害防止対策実施報告書（様式第 2 号）

第 5 章 費用負担

建築物等に起因する電波障害防止対策施設の設置については、事業者の責任と負担で行うものとする。

第 6 章 維持管理

- (1) 共同受信アンテナから各戸の保安器までの設備及びこれらに付帯する設備の維持管理については事業者の責任と負担で行うものとする。ただし、事業者の責任において維持管理を行うことが著しく困難又は不適当な事情があり、関係住民の合意がある場合はこの限りでない。
- (2) 家屋軒先に設置される保安器の出力端子からテレビジョン受像機までの屋内配線部分は受信者の責任と負担で行うものとする。
- (3) 個別受信施設の維持管理は受信者の責任と負担で行うものとする。

第 7 章 複数建築物等による障害

複数の建築物等の建築に伴い、電波障害が発生すると予測される場合又は発生した場合は、各事業者が相互に協議し、電波障害の防止対策を講じること。

第 8 章 新設建築物等

電波障害の防止対策を実施した地域に新たな建築物等を建築する事業者は、新たに電波障害の防止に係る費用の全額を負担するものとする。この場合において、既設の共同受信施設を利用するときは、維持管理の方法について、当該施設を維持管理している者と協議するものとする。

第 9 章 後住者対策

共同受信施設が設置された後、新たに当該地域に家屋等を建築した住民（以下「後住者」という。）が共同受信施設の利用を希望する場合は、その施設を利用することができる。ただし、利用に要する費用は、後住者が負担するものとする。

第 10 章 関係住民の協力

関係住民は、電波障害の防止対策を円滑に推進するため、アンテナの設置、ケーブルの通線、私有地内への支持柱の設置等について積極的に協力するものとする。

第 11 章 苦情対応

事業者は、当該建築物に係る電波障害に関する苦情が発生した場合には、誠意をもって対処にあたり解決に努めなければならない。

テレビ電波障害防止に関する誓約書

建築物等名称		階 数	階
建築物等所在地	朝霞市	高 さ	m
設 計 者	住 所 氏 名 電話 ()		
施 工 者	住 所 氏 名 電話 ()		
建築物等の概要	用 途 構造・鉄筋コンクリート (自己使用・分譲・賃貸) ・その他 ()		
	敷地面積	m ²	建築面積 m ²
	着工予定	年 月 日	竣工予定 年 月 日
電波障害対策	調査年月日 年 月 日 既設の共聴設備の有無 (有 ・ 無) 障害を受けられる建物の棟数 ・ 東京局 約 棟 ・ 浦和局 約 棟 改善方法 ・ 共同受信方式 ・ 個別受信方式		
電波障害に関する苦情の対応者	氏 名 住 所	電 話	
上記の建築物について、「朝霞市建築物等によるテレビ電波障害に関する指導方針」に基づいて市の指導に従い、関係住民との間に紛争が生じないよう務めるとともに、万一紛争が生じた場合は責任をもって解決にあたり、地域住民の生活環境を保全することを誓約します。 年 月 日 朝 霞 市 長 宛 住所 事業者 氏名 _____			

テレビ電波障害防止対策実施報告書

年 月 日

朝霞市長 宛

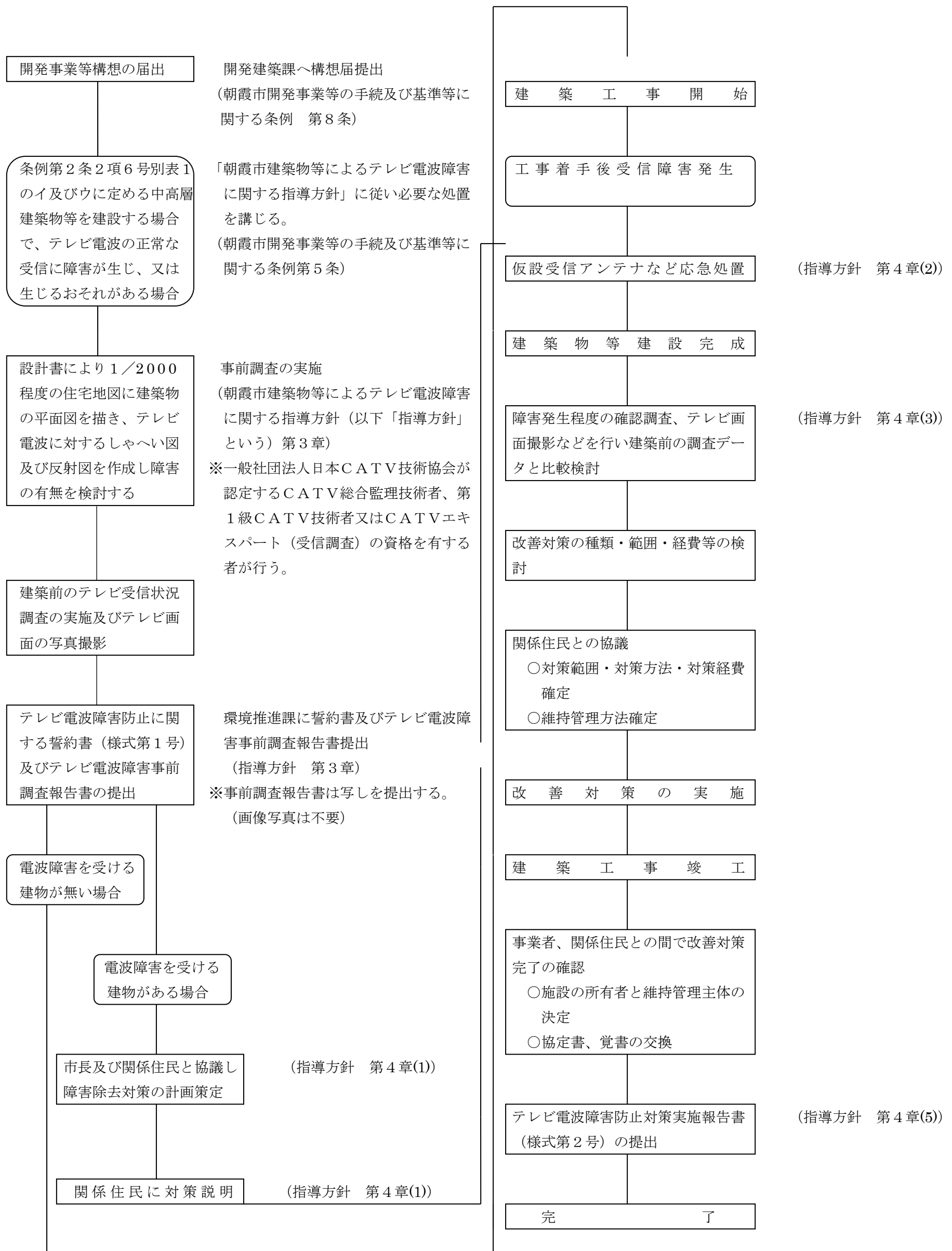
事業者氏名

テレビ電波障害防止対策を完了しましたので、朝霞市建築物等によるテレビ電波障害に関する指導方針に基づき、下記のとおり報告します。

建築物等の概要	名称		用途		
	位置	朝霞市			
	階数		構造		
	敷地面積	m ²	建築面積	m ²	
	最高の高さ	m	最高の軒の高さ	m	
工期	着工	年 月 日	竣工	年 月 日	
電波障害関係地域の概要	地域				
	自治会等名	代表者	役職	住所	TEL

障害防止対策 工事施工者		会 社 名			
		住 所			
		担 当 者		TEL	
障 害 防 止 対 策 の 実 践 状 況	対 策 方 法	対 象 自 治 会 等 名	対 策 戸 数	維持管理の方法・費用負担	
	共 同 アンテナ				
	個 別 アンテナ				
	そ の 他				
障害防止対策完了年月日		年 月 日			
協 定 書 ・ 覚 書 等 の 有 無		1. あ り 2. な し			
備 考					
※ 事後調査の図面・協定書・覚書等の写を添付すること。					

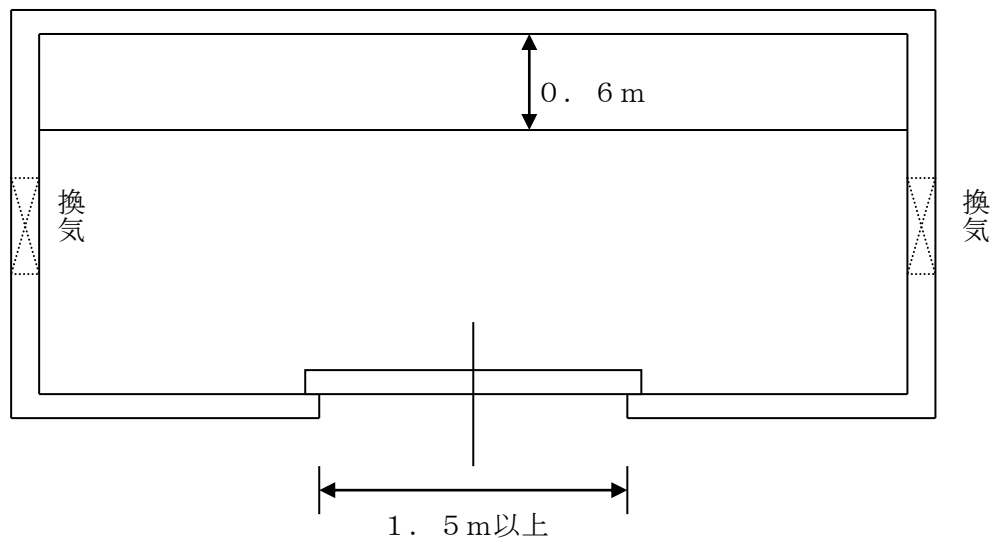
テレビ電波障害対策を進めるための手順



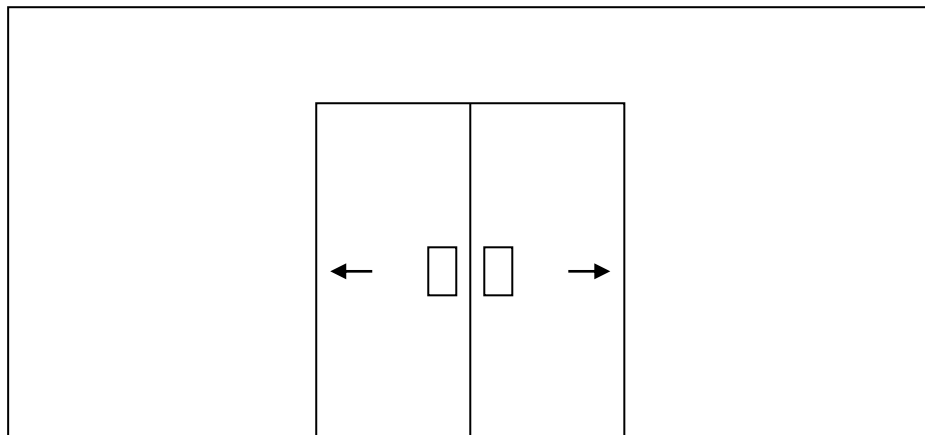
第8章 ごみ集積所の技術基準

共同住宅の場合

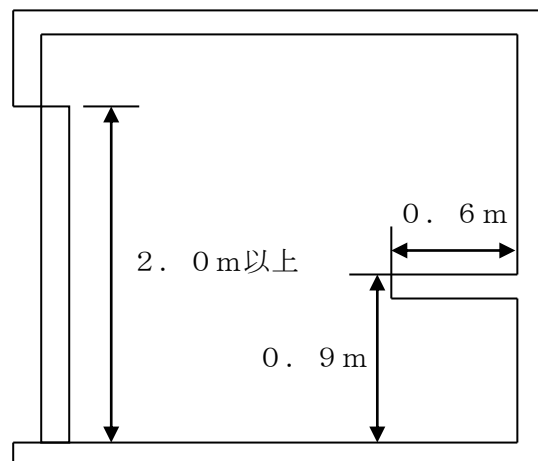
○平面図



○立面図

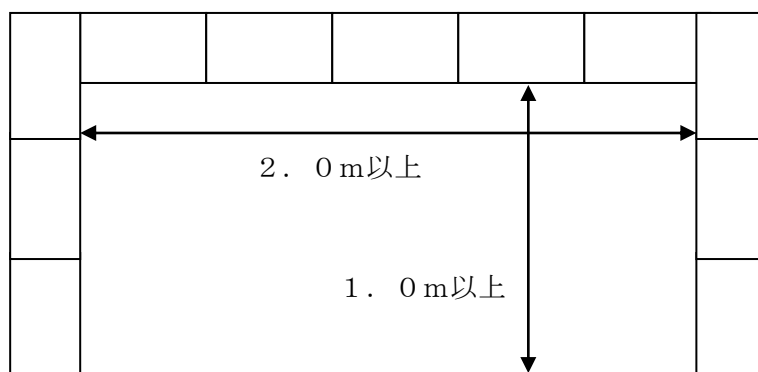


○断面図

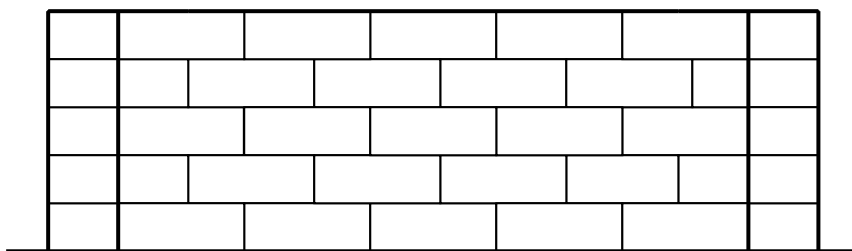


専用住宅の場合

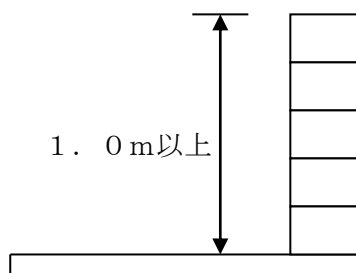
○平面図



○立面図



○断面図



条例施行規則別表第4（第19条関係）清掃施設の整備に関する補足

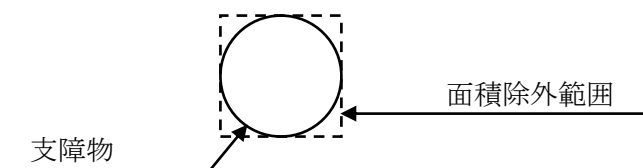
（1）設置場所

- ア 「袋路状でない道路」とは、「収集車が後退することなく通り抜け又は転回できる道路」をいいます。
- イ 「収集車にごみを直接積み込むことができる場所」とは、「停車した収集車の後部端から5メートル以内の場所」であって、「運搬経路に大きな段差や階段がなく、運搬経路の幅が1.5メートル以上確保されている場所」をいいます。
- エ 「収集車が通り抜け又は転回ができる場所」とは、「収集車が後退することなく通り抜け又は転回できる場所」をいいます。

（2）構造

共通事項

- 1 面積の算出にあたっては、電柱や配管等の支障物を方形に除外してください。複数の支障物が近接して存在する場合は、一体として除外してください。



- 2 分別コンテナが同時に3個以上置ける形状としてください。ごみストッカー等を設置する場合は、全体で面積要件を満たしている場合でも、コンテナが同時に3個以上置けない形状は避けてください。

コンテナ寸法（平面寸法）

小（折り畳み式） 0.55メートル×0.4メートル

大 0.7メートル×0.5メートル

ア 共同住宅

- （ア）「排水設備」は、污水管に接続されているものをいいます。
- （エ）開口部の寸法は、扉を開いた際に有効となる数値で確保するようにしてください。

イ その他の住宅

- （イ）囲いとして設置したブロックの適切な位置に、ネット緊縛用の金具を2か所以上取り付けてください。ただし、ごみストッカーを設置する場合は必要ありません。
- （ウ）開口部及び奥行きの寸法は、ブロック等の内側で計測した場合の有効数値で確保するようにしてください。

第9章 朝霞市掲示板の技術基準

条例施行規則別表第4「掲示板の設置」に関する補足

(1) 掲示板の設置については、原則として朝霞市掲示板設置及び管理要綱で定める掲示板の仕様のとおりです。

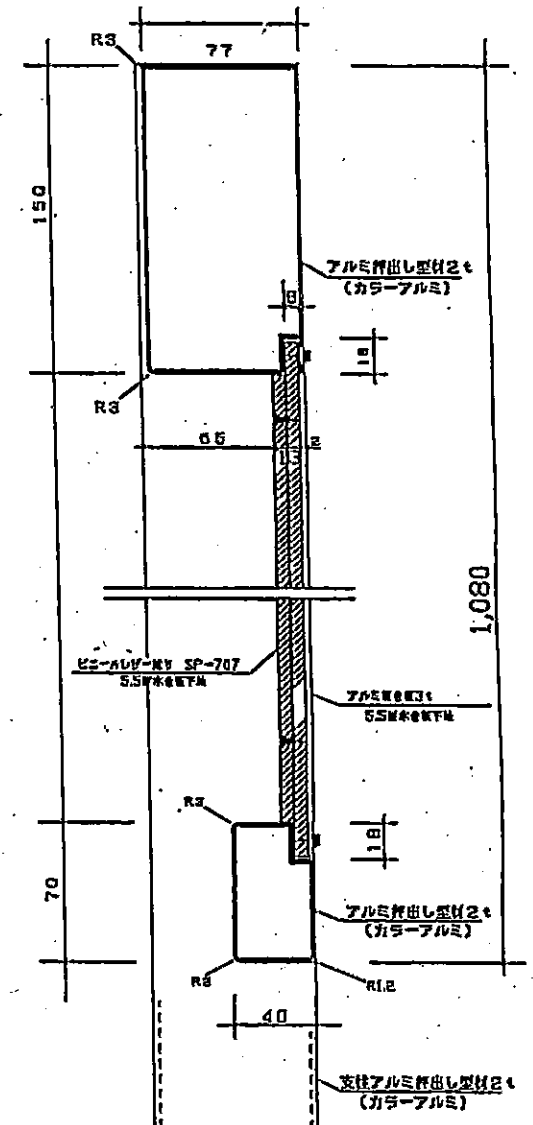
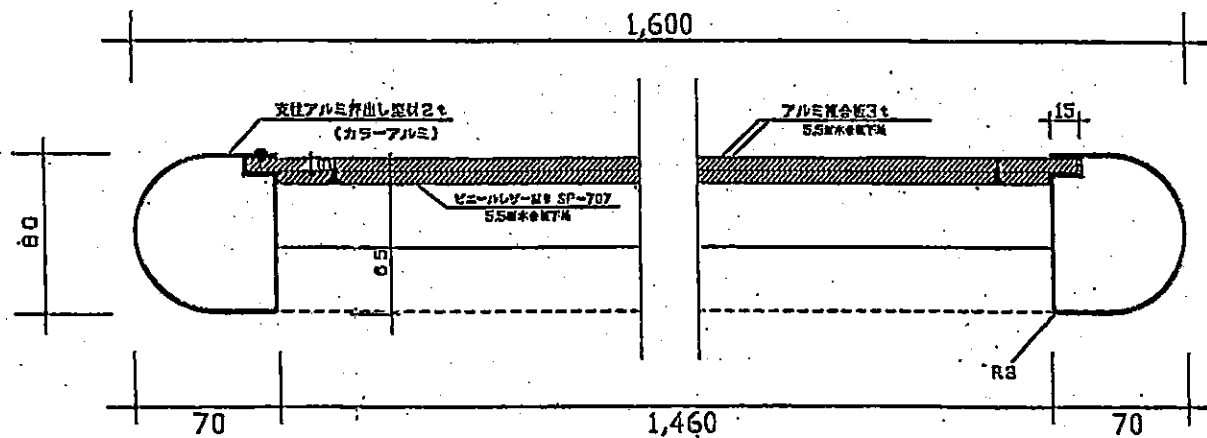
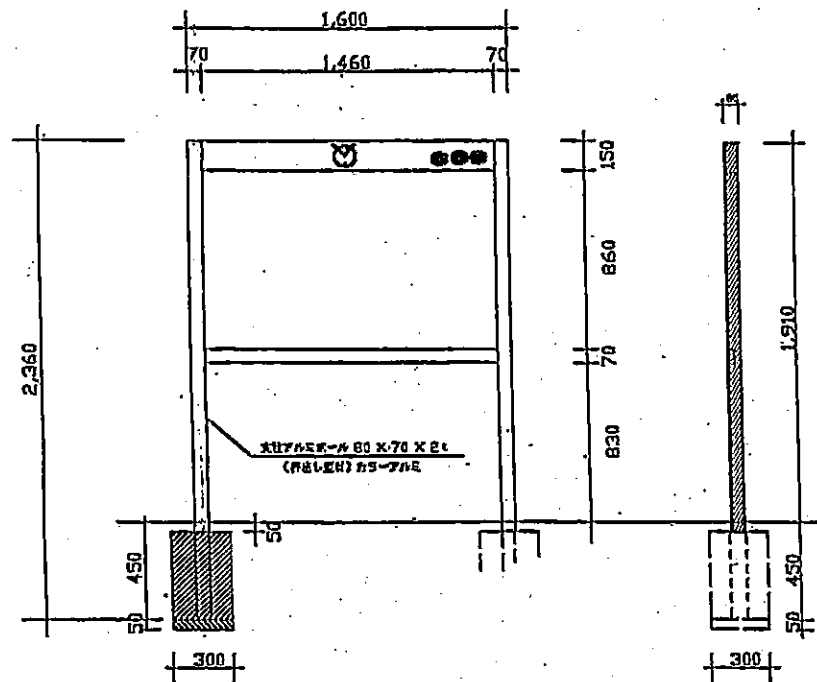
なお、設置する場所（コンクリート部、土部など）及び状況（自立柱、フェンスへの抱き合わせ等）に応じ、適切な方法で掲示板を設置する必要があるため、市と協議してください。

(2) 設置する掲示板には、市の指定する箇所に朝霞市の市章及び指定する番号を入れてください。

(3) 設置される掲示板の寄附については、市と協議してください。

朝霞市掲示板設置及び管理要綱 別表（第4条関係）

項目	仕様
掲示板本体	・ 全体サイズ…横 1600mm×全高 2360mm×厚さ（60～80mm） ・ 柱の厚さ…2.0～3.0 アルミ押出型材 ・ 縦柱の寸法…幅(70～80mm)×奥行(60～80mm)×高さ 2360mm ・ 横柱（上）の寸法…(2.0～3.0) t ×高さ 150mm ×奥行(55～77mm) ・ 横柱（下）の寸法…(2.0～3.0) t ×高さ(60～70mm) ×奥行(40～55mm) ・ 横柱のビス…「あり」 ・ 板の厚さ…耐水合板 5.5 t ×2 枚(11.0 t)又は耐水板 12.0 t ・ アルミ複合板…「3 t（裏面）」 ・ ビニールレザー貼り…「表面」（スポンジエース） ・ 掲示板周囲のコーキング…「あり」
掲示板の基礎	型枠タイプの縦 300mm×横 300mm×高さ 400mm コンクリート仕上げ ※ 設置場所の状況による。



朝霞市揭示板寄附申請書

年 月 日

朝霞市長 宛

事業所住所
事業者名
連絡先
担当

印

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例に基づき、下記のとおり掲
示板を設置しましたので、寄附の申請をします。

記

- 1 設置数 基
- 2 設置場所 朝霞市
- 3 掲示板番号 _____
- 4 添付書類
- (1) 案内図
- (2) 構造図 (掲示板の仕様を含む)